

下呂市告示第 101 号

固定資産課税台帳の閲覧及び記載事項の証明時期について

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 382 条の 2 及び第 382 条の 3 本文の規定により、令和 7 年度固定資産課税台帳の閲覧及び記載事項の証明時期について、次のとおり関係者の閲覧に供する。

令和 7 年 3 月 31 日

下呂市長 山 内 登

1 閲覧及び記載事項証明に供する帳簿

令和 7 年度固定資産課税台帳

2 閲覧及び記載事項証明の時期

令和 7 年 4 月 1 日から（土・日曜日及び祝祭日を除く）

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

3 閲覧及び記載事項証明の場所

総務部税務課

下呂市森 960 番地

地域振興部萩原振興事務所

下呂市萩原町萩原 1166 番地 8

地域振興部小坂振興事務所

下呂市小坂町小坂町 815 番地 5

地域振興部金山振興事務所

下呂市金山町大船渡 600 番地 8

地域振興部馬瀬振興事務所

下呂市馬瀬名丸 406 番地